

専門職大学院認証評価 認証評価報告書

教育機関名称	産業技術大学院大学 産業技術研究科
教育機関名称(英語)	Advanced Institute of Industrial Technology, School of Industrial Technology
専攻名称	創造技術専攻
専攻名称(英語)	Master Program of Innovation for Design and Engineering
学位名称	創造技術修士(専門職)
提出日	平成25年3月

- (1) JABEEは本認証評価報告書を文部科学大臣に報告する。また、専攻が提出した自己評価書(本文編)とともに、本認証評価報告書をJABEEホームページで公表する。
- (2) JABEEは、認証評価報告書において「適合」と判定された専攻に対し適格認定証を交付する。
- (3) 適格認定を受けた専攻は、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「弱点(W)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出しなければならない。また、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「懸念(C)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出することができる。
- (4) JABEEは、改善報告書を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定する。その後、速やかに当該認定大学に通知するとともに、JABEEホームページで公表する。

専門職大学院認証評価 総合的所見

適格認定の可否	適 合	
可否の判定根拠	日本技術者教育認定機構が定めた47項目の産業技術系専門職大学院基準のすべてにおいて、D(欠陥)と評価された項目はない。	
評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	-(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。
一般的な長所／課題	<p>★ 長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な学習・教育目標を設定している。 学習・教育目標(A)「ものづくりアーキテクトに必要な知識・スキル」の内容は「感性デザイン分野と機能デザイン分野の専門知識」であり、学習・教育目標(B)「ものづくりアーキテクトに必要なコンピテンシー」の内容は「8つのコンピテンシー」である。 ・ 4学期制による集中的教育、社会人の利便性を考慮した時間割、多彩な履修制度、通年授業としてのPBL型教育、修了生にも継続的な生涯学習を可能とする制度、などの特色ある教育制度を実施している。 ・ 専任教員は長期に亘る高度な技術・技能を有する実務経験者が多く、多彩な実践的な教育を行っている。 ・ 個々の教員はFD(ファカルティデベロップメント)に極めて熱心に取り組み、授業の改善に務めている。 ・ 実務に明るく優れた実践経験を持つ教員陣、理想に近い情報機器設備、十分なスペース、都心という恵まれた立地条件、等々、専門職大学院の教育環境として恵まれている。 	
	<p>★課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習・教育目標を示す場合には、単に(A)「ものづくりアーキテクトに必要な知識・スキル」、(B)「ものづくりアーキテクトに必要なコンピテンシー」だけを示すのではなく、同時にそれらの具体的内容を示すことが望まれる。即ち、学習・教育目標(A)では「ものづくりアーキテクトに必要な知識・スキル」として、「感性デザイン分野と機能デザイン分野の専門知識と、両分野を融合する基礎的共通知識」が含まれること、また、学習・教育目標(B)では「ものづくりアーキテクトに必要なコンピテンシー」の内容を大学院案内や履修規則に示し、PBL説明書に「8つのコンピテンシー」の内容を併記することが望まれる。 ・ キャリアモデルコースを設定し、学生に提示しているが、個々の学生に学習の目標達成を指導する仕組みがなく目標として掲げた高い学習・教育目標を達成したことが確認されていない。 ・ 専攻が設置申請で掲げた学習・教育目標を達成する教育改善のマネジメントサイクルへの取組が不十分である。 ・ シラバスに不適切な点が散見される(学習・教育目標と各科目との関係が示されていない、成績評価法が適切でない、など)。 ・ 冊子「大学院案内」やホームページの内容に齟齬が散見される。冊子「大学院案内」やホームページは、常に最新情報を掲載し正確な情報を告知する姿勢が求められる。 	

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
1	基準 1 : 専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開	C	基準1(1)~1(3)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	C	<p>自己評価書（本文編）p. 7に「機能追求だけに邁進した従来のものづくりから、感性をも駆使したものづくりへの転換を目指す」という理念を掲げ、高度実務者養成に的を絞った特色ある教育は、専門職大学院として、現代社会の要請を踏まえており、その使命や目的は学則に謳われ、学内のみならず、社会にも広く公開されている。</p> <p>また、専攻の使命・目的は専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則に定められ、Webサイトで公開されている。（A）</p> <p>ただし、提出された自己評価書の記載内容と冊子「大学院案内」やホームページの内容に齟齬が見られる。冊子「大学院案内」やホームページは、常に最新情報を掲載し正確な情報を告知することが望まれる。（C）</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
1(2)	<p>専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。</p> <p>(i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力</p> <p>(ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力</p> <p>(iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養</p> <p>(iv) 継続的に学習できる能力</p> <p>(v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル</p> <p>(vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度</p> <p>また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。</p>	W	<p>学習・教育目標(A)としては「ものづくりアーキテクトに必要な知識・スキル」であることが示され、その内容は、「感性デザイン分野と機能デザイン分野の専門知識と、両分野を融合する基礎的共通知識」であることが、大学院案内や履修規則に示されている。また、学習・教育目標(B)は「ものづくりアーキテクトに必要なコンピテンシー」であることが示され、その内容としてPBL説明書に「8つのコンピテンシー」が記載されている。</p> <p>学習・教育目標を示す場合には、単に(A)と(B)だけを示すだけではなく、同時にそれらの具体的な内容を示すことが望まれる。即ち、学習・教育目標(A)では「ものづくりアーキテクトに必要な知識・スキル」として、「感性デザイン分野と機能デザイン分野の専門知識と、両分野を融合する基礎的共通知識」が含まれること、また、学習・教育目標(B)では「ものづくりアーキテクトに必要なコンピテンシー」としてPBL説明書に記述されている「8つのコンピテンシー」がそれに当たることを併記することが望まれる。(C)</p> <p>自己評価書(本文編) p.12の表1には、基準1(2)(vi)の内容である職業倫理は、コミュニケーション能力とチーム活動、設計力に関するコンピテンシーに対応づけられているが、これらのコンピテンシーに職業倫理が含まれることは容易には理解できない。学習・教育目標の中に、基準1(2)(vi)の内容である職業倫理に関する能力が含まれることが、学生・教員に明確に分かるような形で明示するとともに、教育がなされたことを示す根拠資料を示せるように改善する必要がある。(W)</p> <p>諸外国の企業等との連携や協働、国際的に活躍できる人材の育成は国を挙げて求められている社会的要請と言える。そのためには、実践的な語学力の教育の実施を推奨する。</p>
1(3)	<p>研究科及び専攻(以下「研究科等」という)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。</p>	A	<p>研究科の名称は自己評価書(本文編) p.14-15に説明されているが、産業技術研究科であり、幅広いものになっている。本専攻の名称は創造技術専攻であり、技術を駆使して新たな価値を創造しイノベーションを主導する人材を育成することが使命・目的となっている。このことから研究科および専攻の名称は適切と判断される。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
2	基準 2 : 学生受け入れ方法	✕	
2(1)	<p>学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、アドミッションポリシーを明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。</p>	C	<p>自己評価書(本文編) p. 17に、学士課程での履修条件は不問であり、不足する知識はプレスクールや6つの科目群の履修によって充足すると記載がある。これらについては、アドミッションポリシーに明確に設定され、学生募集要項並びにWebサイトに示されている。また、6種類の入試を実施しており、社会人対象の入試と一般入試の形式を異にするなど、多様で優秀な人材確保を公正、適切に行っている。また自己評価書(引用・裏付資料編) p. 142-143に説明されている通り、入学前にプレスクールを開講し、カラーデザイン、ドローイング、数学統計基礎における学生のばらつきの解消を目指している。</p> <p>しかし、どのような能力がないと「専門知識が不足」で「プレスクールや6つの科目群の履修によって充足する」必要があるのか不明である。これらは5つのコース別のアドミッションポリシーに具体的に記述することが望ましく、プレスクールを受けなければならない条件、プレスクールでどこまでできれば正式のカリキュラムの受講が可能かを示すことが望ましい。(C)</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3	基準3：教育方法	W	基準3(1)～3(10)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
3(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	C	<p>自己評価書（本文編）p. 22にあるように、「多様な関連分野から学生個人の希望に応じて選択できるような体系」を目指し、PBLを除き全ての科目が選択制となっているが、これでは必要な知識・能力を育成できるか懸念がある。選択科目の選択は学生にまかせるだけでなく、教員の学生への指導体制を構築することが望まれる。（C）</p> <p>また自己評価書（本文編）p. 21にあるように、入学者にはガイダンス時にカリキュラムと各科目のシラバスが配布され、大学のWebサイトからもダウンロードできる。（A）</p>
3(2)	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	W	<p>木目細かいシラバスによって、科目ごとの目標は明確である。実践教育を充実させるため、講義、討論、演習、PBL、インターンシップなど適切な教育手法や授業形態を採用している。</p> <p>学習・教育目標が2項目のみであるが、実際の目標は自己評価書（本文編）p. 12の表1に示されるようにA1-A3、B1-B8に細分化されているので、自己評価書（引用・裏付資料編）p. 153の表3は、これに対応して、細分化した目標と科目の対応を示す必要がある。 上記につき、改善が必要である。（W）</p> <p>また、実践教育を充実させるためにグループ討論など適宜授業に取り入れるなど適切な教育手法や授業形態を採用している。ただしインターンシップは、研修先の少なさが原因か、学生の希望が少ないのか、参加者は平成22年度で10人、23年度で7人である。直ちに少ないとは断じ得ないが、検討の余地はあると判断される。</p> <p>本専攻の実践教育は2年次のイノベーションデザイン特別演習1、2に代表される。複数教員による指導体制、学期ごとの成果発表、外部を加えた評価の方法等に綿密な計画性が見られる。自己評価書（引用・裏付資料編）p. 184にあるように、コミュニケーション力不足や欠席がちな学生などがあるものの、全体としては適切な教育手法や授業形態を採用している。（A）</p>

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(3)	<p>カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。</p> <p>また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。</p> <p>なお、成績評価にあたっては、各学生そのその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。</p>	W	<p>一部のシラバスではあるが、記載が不十分(文章チェック不完全、内容が学生にとり十分理解できるように記載されていないものがある)で、講義の方法なども内容のある記述がなされていない部分も散見され、改善が望まれる。(C)</p> <p>また各科目のカリキュラム中での位置付けは、学生が目指すモデルコースごとに、シラバスの冒頭でどのコースの受講推奨科目であるという形で示されている。シラバスは公開され、授業の目的、達成目標等はシラバスの書式にあり、成績評価方法も記されていて問題はない。講義支援システムや授業評価学生アンケートによって、シラバスに沿って授業がなされているかは確認できるようになっている。(A)</p> <p>ただし、到達目標及び到達可能なコンピテンシーの評価に関しては、シラバスに到達目標と到達可能なコンピテンシーは記述してあるが、PBL科目を除き、それらを個別に評価するための評価方法・評価基準が示されておらず、そのような評価も実施されていない点を改善する必要がある。(W)</p>
3(4)	<p>学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。</p>	A	<p>自己評価書(本文編) p. 25にあるように、PBL型科目では、週報や学期ごとに提出するセルフアセスメントを介して、学生教員共に、達成度等を把握しやすくなっている。また、正規外プログラム(自己評価書(本文編) p. 90)、デザインミニ塾(自己評価書(本文編) p. 26、27)、自主トレ講座(資料プレススクール2012年3月実施)等は勉学意欲の増進に寄与していると考えられる。4学期制、長期履修制度、AIIT単位バンク制度、e-Learningを活用した講義支援システム、AIITマンスリーフォーラム等々は特に社会人学生の学修環境として評価できる。学生の要望の把握は授業評価アンケートにおいても行っている。</p> <p>また新入生ガイダンス、「大学院案内」「履修の手引き」をWebサイト等で開示している。</p> <p>上記により本認証評価基準は満たされている。</p>
3(5)	<p>授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。</p>	A	<p>自己評価書(引用・裏付資料編) p. 208- 209によると、受講者数は講義科目において50人前後、演習科目では30人前後であり、適切な人数と考えられる。</p> <p>上記により本認証評価基準は満たされている。</p>

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(6)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。	A	学則第38条に上限を定めると規定しており、産業技術大学院大学履修の手引き（資料番号3-27）にて1年間に履修科目として登録できる単位数の上限として45単位を設定している。 したがって、本認証評価基準は満たされている。
3(7)	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。	A	4学期制で各科目週2回開講、1時限90分、トータル30時間を確保しており、大学設置基準第22条を満たしている。 したがって、本認証評価基準は満たされている。
3(8)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	A	秋葉原サテライトとの遠隔授業は最新機器によって、インタラクティブに行われており、開講数は平成22年度以来、各クォータは2-5科目となっている。グループ討議が多くある授業などについてはその対象から外しており、法令の要件を満たしている。 したがって、本認証評価基準は満たされている。
3(9)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—	通信教育は行っていないため、評価の対象外である。
3(10)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。	A	当該専攻ではいわゆる社会人学生が半数近くを占めるため、インターンシップの意義等は一般大学とは異なるが、国外にある企業等への派遣は大きな教育効果が望める。 自己評価書（本文編）p. 34には、「運営諮問会議企業の協力を得て」とあるが、インターンシップ参加者は平成22年度で合計10人、23年度で7人となっており、今後の増加が期待される。 制度的には、学生には毎週報告書を提出させ、受け入れ側には最終評価文書の提出を依頼しており、適切な連携体制といえる。 したがって、本認証評価基準は満たされている。

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4	基準 4 : 教育組織	A	基準4(1)～4(15)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	A	学長を議長とする「教育研究評議会」をはじめとし、「教授会」「専攻会議」が夫々、教育研究に関わる判断を行っている。自己評価書(本文編)p.35の表7には科目群ごとの担当専任教員が明示されており、教員の適切な役割分担がなされ、主要科目であるイノベーションデザイン特別演習1、2の授業は専任教員全員が分担しており専攻会議と併せて、連携体制は確保されている。上記により本認証評価基準は満たされている。
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	S	設置基準による専任教員数は10名であるが、創造技術専攻の専任教員数は16名で、1名あたりの学生数は7名となっており、十分基準を満たしている。教育成果を挙げ得るかについては自己評価書(引用・裏付資料編)p.17-91に記載があるが、個々の専任教員の業績を背景に、優れた教育を行っている。(S) 教育支援は他専攻と併せて管理部長以下30名近いスタッフが行っている。(A) 以上から本認証評価基準は満たされている。
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A	設置基準による専任教員数は10名であるが、創造技術専攻の専任教員数は16名で、1名あたりの学生数は7名となっており、十分基準を満たしている。
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A	自己評価書(本文編)p.39に専任教員は一専攻に限り専任教員として取り扱っていることが記されている。したがって、本認証評価基準は満たされている。
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A	自己評価書(本文編)p.39によると、専任教員数は16名で、うち9名が教授である。このことから、本認証評価基準を満たしている。

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(6)	<p>専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。</p> <p>(i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者</p> <p>(ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>(iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者</p>	S	<p>自己評価書（本文編）p. 40に、16名の専任教員名が三つのカテゴリーに分けて記されている。高度の指導能力は同ページの表10から確認され、本認証評価の基準を十分に満たしている。</p>
4(7)	<p>専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。</p>	A	<p>専任教員5名が10年以上の実務経験を有する実務家教員であり、自己評価書（本文編）p. 43-44の表11に個々の実務経験と担当科目が記され、妥当と判断される。（S）</p> <p>また、自己評価書（本文編）p. 43-44の表11により、担当科目と実務経験に相関が認められる。（A）</p> <p>上記から本認証評価基準は満たされている。</p>
4(8)	<p>主要な授業科目は、原則として専任教員（教授または准教授）が担当していること。</p>	A	<p>自己評価書（本文編）p. 45の表13では、教授ないし准教授が担当している主要授業科目41科目中38科目で、92.7%となっている。</p> <p>上記により本認証評価基準は満たされている。</p>
4(9)	<p>専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。</p>	A	<p>自己評価書（本文編）p. 46表14の専任教員の年齢構成から、各世代に分散しており、教育研究の活性化に相応しい。</p> <p>上記により本認証評価基準は満たされている。</p>

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A	自己評価書（本文編） p. 47表16から、いずれも年数回のものであり、本務に支障を来すものではなく、内容的にも問題はない。 したがって、本認証評価基準は満たされている。
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A	自己評価書（本文編） p. 48に説明の通り、受け入れは上限（60名）を定めているため専任教員の増員は行っていない。 上記により、本認証評価基準は満たされている。
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	—	自己評価書（本文編） p. 63の説明通り、本大学院の校地はひとつであり、評価の対象外である。
4(13)	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。	A	自己評価書（本文編） p. 52に説明の通り、教員の採用基準は大学設置基準に準拠し、大学の規則で満たすべき要件を定めている。教員の昇格基準も「公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則」で要件が定められている。全教員に任期制（再任可）が導入され、年度ごとの自己評価は、年棒等に反映されている。 自己評価書（本文編） p. 50に説明の通り、評価には年度評価と任期評価があり、その手順や方法は制度化されている。 自己評価書（本文編） p. 51にあるように、評価に対する苦情申請制度も設け、公正性、透明性、納得性の向上を図っている。なお当規則は教員にWebサイトで開示しており、採用の際は当該者にWebで開示している。 したがって、本認証評価基準は満たされている。

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(14)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。	A	自己評価書（本文編）p. 85に説明されている通り、基本的には月1度、教員全員参加で開催される専攻会議がその機能を果たしている。PBLの教育システムそのものが教員間ネットワークに寄与していると推察できる。なお、一般大学のカリキュラム委員会には教務学生委員会が相当するようであるが、これも毎月開催されている。 教員全員が毎月参加する会議はやや煩瑣であるが、共通理解や意思疎通を高めるためには重要と思われ、有効に機能していると判断される。 上記により本認証評価基準は満たされている。
4(15)	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。	A	自己評価書（本文編）p. 56にあるように、教授会のもとにFD委員会を設置し、授業評価アンケート、FDフォーラム開催、AIITFDレポート（年2回）刊行等を行っている。（S） また、自己評価書（本文編）p. 57に説明の通り、学生の授業評価アンケート結果に基づいて、授業を改善するためのアクションプランを作成している。（A） 上記により本認証評価基準は満たされている。

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5	基準5：教育環境	A	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	A	自己評価書(本文編) p. 60-61に説明されている通り、都立産業技術高等専門学校との合同キャンパスと特殊であるが、開校が平成18年と新しく、諸施設、諸設備は整備されている。図書館は首都大学東京図書館情報センターと相互利用を行い、専門学校と併せて計4名の司書がいるなど充実している。各種情報インフラも整備されている。上記により本認証評価基準は満たされている。
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	A	自己評価書(本文編) p. 62に説明の通り、教室、事務室、自習室、図書館等は平日が9:00-22:00、土曜日が9:00-17:45(図書館は17:00)開かれている。さらに、一定の手続きをとれば、延長も認められる。施設設備が長時間利用可能であることは、学生の教育に資するところが極めて大きい。また教員のオフィスアワーが定められ、個別指導や相談に対応している。事務の時間的対応も授業時間と若干ずれがあり適切と考える。上記により本認証評価基準は満たされている。
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A	助教をのぞいて11の個室(354.15㎡)が整備されている。助教には共同で約60㎡を設置し、本認証評価基準を満たしている。
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	A	自己評価書(本文編) p. 63にあるように、支障を来さないように上限を設定している。平成23年度でもっとも科目等履修生が多かった科目は6人で平均は約1.4人と報告されている。上記により本認証評価基準は満たされている。
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	—	自己評価書(本文編) p. 63の説明通り、本大学院の校地はひとつであり、評価の対象外である。

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	A	大学の場合、設置基準の第三十七条の二に学生一人当たり10㎡という数値が見られるが、大学院設置基準には特に見られない。自己評価書(本文編)p.63には学生一人当たり20.10㎡とあるため、十分な規模と判断される。 上記により本認証評価基準は満たされている。
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行っていること。	A	学習・教育目標を達成するために必要な環境整備ならびに財源確保を図っている。 上記により、本認証評価基準は満たされている。
5(8)	学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。 また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。	A	大学側と学生の懇談会のようなものがある。自己評価書(本文編)p.64-66には支援の種類や実績が示されている。学習支援についてはその仕組み等は学生、教職員に開示されている。 したがって、本認証評価基準は満たされている。 しかし、国際的な活動(留学、インターンシップ、学会発表等)に対する正式な支援策が無い。個別になされているが、組織的に行うことの意義は大きい。これらについては何らかの仕組みを作ることを推奨する。

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
6	基準6：学習・教育目標の達成	C	基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。	W	自己評価書（本文編）p. 68-69に説明されている通り、選択科目28単位以上、必修科目（PBL型科目）12単位以上、計40単位以上を「学則」及び「履修規則」で修了要件として定めており、適切である。そのことは十分開示されている。またそれによって修了認定を実施しており、修了認定は3月に開催される臨時教授会で審議判定されている。（A） ただし、自己評価書（本文編）p. 69に、「学習・教育目標(A)(B)の修得に寄与するようにカリキュラム設計されているため、修了要件を満たすことで、本専攻の学習・教育目標を達成することができる」とあるが、各科目のシラバスの評価方法と基準には学習・教育目標(B)の各コンピテンシーの達成度を個別に評価するようにはなっていないため改善が必要である。（W） また、学生の出席が必要とある（講義支援システムの説明）にもかかわらず、どの程度までの欠席が許されるのかの基準が示されていない。担当教員の裁量に委ねるのではなく、何らかの大学としての指針を示すことが望ましい。（C）
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A	自己評価書（本文編）p. 72にあるように、「産業技術大学学則」に規定された在学期間は「専門職大学院設置基準」を満たしている。 したがって、本認証評価基準は満たされている。
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	A	自己評価書（本文編）p. 72にあるように、在学期間の短縮については「産業技術大学学則」で規定されており、設置基準に準じている。短縮の場合、2年次のPBL型授業は当該専攻の最重要授業であり、それへの出席に合わせて1年以上の在学を義務づけている。 上記により本認証評価基準は満たされている。
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	A	当該専攻外で取得した単位の認定は10単位以下に定められ、「専門大学設置基準」第13条より少なく設定し、その認定も、担当教員の意見聴取後、専攻会議、教務学生委員会の審議を経て教授会で最終判断がくだされるなど慎重で、教育の質の劣化を防ぐよう配慮されている。 上記により本認証評価基準は満たされている。

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A	学位名称「創造技術修士（専門職）」は当該組織の教育に相応しく、妥当と判断される。したがって、本認証評価基準は満たされている。

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
7	基準 7 : 教育改善	A	基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	A	自己評価書（本文編）p. 77にあるように、「運営諮問会議」「FD委員会」「東京都地方独立行政法人評価委員会」「認証評価検討委員会」によって教育の点検・評価が行われている。上記により本認証評価基準は満たされている。
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	A	点検・評価システムは「運営諮問会議」「FD委員会」「認証評価検討委員会」等が社会ニーズや学生による授業評価、並びに当システム自体の点検を行っている。 自己評価書（本文編）p. 77-81に説明の通り、産業界の要求は主として「運営諮問会議」において受け止め、学生の要望については主に「FD委員会」が対応し、きめ細かい仕組みが作られている。 また、自己評価書（本文編）p. 78に説明の通り、「認証評価検討委員会」の中に教育改善検討WGを設けて、教育に関する見直し改善を行っている。 上記により、本認証評価基準は満たされている。
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	A	自己評価書（本文編）p. 84に説明の通り、「運営諮問会議」「FD委員会」「東京都地方独立行政法人評価委員会」「認証評価検討委員会」の結果はWebサイト他で公開されている。 上記により本認証評価基準は満たされている。
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。	A	自己評価書（本文編）p. 84に説明の通り、原則月1回開催の諸委員会等（広報、教務学生、入試、FD、OPI企画経営、図書情報、キャリア開発支援、専攻会議）並びに随時開催の委員会（研究費評価・配分、自己点検・評価、施設・設備、教員選考、教員評価）、加えてPBL検討部会等で継続的に教育システムの改善を図っている。 上記により本認証評価基準は満たされている。

日本技術者教育認定機構-認証評価; 認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
8	基準 8 : 特色ある教育研究活動	X	
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	A	<p>全体として、特色ある教育研究を着実に実施していると評価できる。自己評価書（本文編）p. 89-92には17点にわたって特色ある教育研究活動が挙げられているが、特にPBLはじめ講義支援システム、高等専門学校連携、Knowledge Home Portなどは、創造技術者養成に相応しく優れた特徴である。</p> <p>ただし、国際的な活動に対する組織的な支援策が無く、何らかの仕組みを作ることがを推奨する。上記により本認証評価基準は満たされている。</p>